



新潟県

新潟県報

発行 新潟県

号外 6

令和6年3月29日

毎週火(祝日のときは翌日)、金曜発行

主　要　目　次

規　　則

43 新潟県漁港管理条例施行規則等の一部を改正する規則(漁港課)

規　　則

新潟県漁港管理条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

新潟県知事 花角英世

新潟県規則第43号

新潟県漁港管理条例施行規則等の一部を改正する規則

(新潟県漁港管理条例施行規則の一部改正)

第1条 新潟県漁港管理条例施行規則（昭和33年新潟県規則第30号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>第15号様式（第13条関係）</p> <p>漁港の区域内における行為についての協議書 (略)</p> <p>下記のとおり漁港区域内の水域（公共空地）において を行いたいので、<u>漁港及び漁場の整備等に関する法律</u>第39条第4項の規定により関係書類を添えて 協議します。 (略)</p>	<p>第15号様式（第13条関係）</p> <p>漁港の区域内における行為についての協議書 (略)</p> <p>下記のとおり漁港区域内の水域（公共空地）において を行いたいので、<u>漁港漁場整備法</u>第39条第4項の規定により関係書類を添えて協議します。 (略)</p>

(新潟県立自然公園条例施行規則の一部改正)

第2条 新潟県立自然公園条例施行規則（昭和44年新潟県規則第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(特別地域内における許可又は届出を要しない行為)</p> <p>第18条 条例第12条第7項第3号に規定する規則で定める行為は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>(8)の2 <u>漁港及び漁場の整備等に関する法律</u>（昭和25年法律第137号）第3条第1号に掲げる施設若しくは同条第2号イ、ロ若しくはハに掲げる施設（同号イに掲げる施設については駐車場及びヘリポートを除き、同号ハに掲げる施設については公共施設用地に限る。）又は沿岸漁業（沿岸漁業改善資金助成法（昭和54年法律第25号）第2条第1項に規定する沿岸漁業（総トン数10トン以上20トン未満の動力漁船（とう載漁船を除く。）を使用して行うものを除く。）をいう。以下この号において同じ。）の生産基盤の整備及び開発を行うために必要な沿岸漁業の構造の改善に関する事業に係る施設を改築し、又は増築すること。</p> <p>(9)～(22)の5 (略)</p> <p>(22)の6 <u>漁港及び漁場の整備等に関する法律</u>第25条の規定により指定された漁港管理者が維持管理する同法第3条に規定する漁港施設から汚水又は廃水を排出すること。</p> <p>(22)の7～(26) (略)</p> <p>(26)の2 <u>漁港及び漁場の整備等に関する法律</u>第34条第1項の規定により定められた漁港管理規</p>	<p>(特別地域内における許可又は届出を要しない行為)</p> <p>第18条 条例第12条第7項第3号に規定する規則で定める行為は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>(8)の2 <u>漁港漁場整備法</u>（昭和25年法律第137号）第3条第1号に掲げる施設若しくは同条第2号イ、ロ若しくはハに掲げる施設（同号イに掲げる施設については駐車場及びヘリポートを除き、同号ハに掲げる施設については公共施設用地に限る。）又は沿岸漁業（沿岸漁業改善資金助成法（昭和54年法律第25号）第2条第1項に規定する沿岸漁業（総トン数10トン以上20トン未満の動力漁船（とう載漁船を除く。）を使用して行うものを除く。）をいう。以下この号において同じ。）の生産基盤の整備及び開発を行うために必要な沿岸漁業の構造の改善に関する事業に係る施設を改築し、又は増築すること。</p> <p>(9)～(22)の5 (略)</p> <p>(22)の6 <u>漁港漁場整備法</u>第25条の規定により指定された漁港管理者が維持管理する同法第3条に規定する漁港施設から汚水又は廃水を排出すること。</p> <p>(22)の7～(26) (略)</p> <p>(26)の2 <u>漁港漁場整備法</u>第34条第1項の規定により定められた漁港管理規程に基づき、標識そ</p>

<p>程に基づき、標識その他これに類するものを掲出し、若しくは設置し、又は工作物等に表示すること。</p> <p>(26)の2の2～(36) (略)</p>	<p>の他これに類するものを掲出し、若しくは設置し、又は工作物等に表示すること。</p> <p>(26)の2の2～(36) (略)</p>
--	---

(新潟県漁港漁場整備法の規定に基づく許可に関する規則の一部改正)

第3条 新潟県漁港漁場整備法の規定に基づく許可に関する規則（昭和48年新潟県規則第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p><u>新潟県漁港及び漁場の整備等に関する法律の規定に基づく許可に関する規則</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、<u>漁港及び漁場の整備等に関する法律</u>（昭和25年法律第137号。以下「法」という。）<u>第69条及び漁港及び漁場の整備等に関する法律施行令</u>（昭和25年政令第239号）<u>第29条</u>の規定に基づき、知事が行う許可に関する手続等について必要な事項を定めるものとする。</p>	<p><u>新潟県漁港漁場整備法の規定に基づく許可に関する規則</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、<u>漁港漁場整備法</u>（昭和25年法律第137号。以下「法」という。）<u>第44条及び漁港漁場整備法施行令</u>（昭和25年政令第239号）<u>第28条</u>の規定に基づき、知事が行う許可に関する手續等について必要な事項を定めるものとする。</p>
<p>別記</p> <p>第1号様式（第2条関係）</p> <p>土地（水面）の立入（使用）許可申請書 (略)</p> <p>下記のとおり土地（水面）の立入り（使用）をしたいので、<u>漁港及び漁場の整備等に関する法律</u>第24条第1項の規定により関係書類を添えて許可の申請をします。 (略)</p>	<p>別記</p> <p>第1号様式（第2条関係）</p> <p>土地（水面）の立入（使用）許可申請書 (略)</p> <p>下記のとおり土地（水面）の立入り（使用）をしたいので、<u>漁港漁場整備法</u>第24条第1項の規定により関係書類を添えて許可の申請をします。 (略)</p>
<p>第2号様式（第3条関係）</p> <p>完了（中止・廃止）届 (略)</p> <p>下記のとおり を完了（中止・廃止）したので、<u>新潟県漁港及び漁場の整備等に関する法律</u>の規定に基づく許可に関する規則第3条の規定により届け出ます。 (略)</p>	<p>第2号様式（第3条関係）</p> <p>完了（中止・廃止）届 (略)</p> <p>下記のとおり を完了（中止・廃止）したので、<u>新潟県漁港漁場整備法の規定に基づく許可に関する規則</u>第3条の規定により届け出ます。 (略)</p>
<p>第3号様式（第3条関係）</p> <p>住所（氏名・名称）変更届 (略)</p> <p>下記のとおり住所（氏名・名称）を変更したので、<u>新潟県漁港及び漁場の整備等に関する法律</u>の規定に基づく許可に関する規則第3条の規定により届け出ます。 (略)</p>	<p>第3号様式（第3条関係）</p> <p>住所（氏名・名称）変更届 (略)</p> <p>下記のとおり住所（氏名・名称）を変更したので、<u>新潟県漁港漁場整備法の規定に基づく許可に関する規則</u>第3条の規定により届け出ます。 (略)</p>

(新潟県自然環境保全条例施行規則の一部改正)

第4条 新潟県自然環境保全条例施行規則（昭和49年新潟県規則第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(特別地区内の行為の許可基準)</p> <p>第15条 条例第17条第6項の規則で定める基準は、次の各号に掲げる行為の区分に従い、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 工作物を新築すること。</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ 次に掲げる工作物 当該新築の方法並びに当該工作物の規模及び形態が、新築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないとする。</p> <p>(ア)～(カ) (略)</p> <p>(キ) <u>漁港及び漁場の整備等に関する法律</u>（昭和25年法律第137号）第3条に規定する漁港施設又は同法<u>第66条</u>の規定により漁港施設とみなされた施設</p> <p>(ク)～(ム) (略)</p> <p>エ・オ (略)</p> <p>(2)～(11) (略)</p> <p>(特別地区内における許可等を要しない行為)</p> <p>第19条 条例第17条第11項第3号の規則で定める行為は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 工作物を新築し、改築し、又は増築することであつて次に掲げるもの ア～ウ (略)</p> <p>エ <u>漁港及び漁場の整備等に関する法律</u>第3条第1号に掲げる施設、同条第2号イ、ロ、ハ、ル若しくはヲに掲げる施設（同号イに掲げる施設については駐車場及びヘリポートを除き、同号ハに掲げる施設については公共施設用地に限る。）、特別地区が指定され若しくはその区域が拡張された際現に同法<u>第66条</u>の規定により漁港施設とみなされている施設又は同条の規定により漁港施設とみなされた施設であつて条例第17条第4項の規定による許可を受けて設置されたもの（条例第17条第7項後段の規定による協議に係るものを含む。）を改築し、又は増築すること。</p> <p>オ <u>漁港及び漁場の整備等に関する法律</u>第34条に規定する漁港管理規程に基づき標識を設置すること。</p> <p>カ～ネ (略)</p> <p>(2)～(6) (略)</p> <p>(7) 知事が指定する湖沼又は湿原及びこれらの周辺1キロメートルの区域内において当該湖沼若しくは湿原又はこれらに流水が流入する水域若</p>	<p>(特別地区内の行為の許可基準)</p> <p>第15条 条例第17条第6項の規則で定める基準は、次の各号に掲げる行為の区分に従い、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 工作物を新築すること。</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ 次に掲げる工作物 当該新築の方法並びに当該工作物の規模及び形態が、新築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないとする。</p> <p>(ア)～(カ) (略)</p> <p>(キ) <u>漁港漁場整備法</u>（昭和25年法律第137号）第3条に規定する漁港施設又は同法<u>第40条</u>の規定により漁港施設とみなされた施設</p> <p>(ク)～(ム) (略)</p> <p>エ・オ (略)</p> <p>(2)～(11) (略)</p> <p>(特別地区内における許可等を要しない行為)</p> <p>第19条 条例第17条第11項第3号の規則で定める行為は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 工作物を新築し、改築し、又は増築することであつて次に掲げるもの ア～ウ (略)</p> <p>エ <u>漁港漁場整備法</u>第3条第1号に掲げる施設、同条第2号イ、ロ、ハ、ル若しくはヲに掲げる施設（同号イに掲げる施設については駐車場及びヘリポートを除き、同号ハに掲げる施設については公共施設用地に限る。）、特別地区が指定され若しくはその区域が拡張された際現に同法<u>第40条</u>の規定により漁港施設とみなされている施設又は同条の規定により漁港施設とみなされた施設であつて条例第17条第4項の規定による許可を受けて設置されたもの（条例第17条第7項後段の規定による協議に係るものを含む。）を改築し、又は増築すること。</p> <p>オ <u>漁港漁場整備法</u>第34条に規定する漁港管理規程に基づき標識を設置すること。</p> <p>カ～ネ (略)</p> <p>(2)～(6) (略)</p> <p>(7) 知事が指定する湖沼又は湿原及びこれらの周辺1キロメートルの区域内において当該湖沼若しくは湿原又はこれらに流水が流入する水域若</p>

<p>しくは水路に汚水又は廃水を排水設備を設けて排出することであつて次に掲げるもの ア～カ (略) キ 漁港及び漁場の整備等に関する法律第25条 の規定により指定された漁港管理者が維持管理する同法第3条に規定する漁港施設から汚水又は廃水を排出すること。 ク～サ (略) (8)～(10) (略)</p>	<p>しくは水路に汚水又は廃水を排水設備を設けて排出することであつて次に掲げるもの ア～カ (略) キ 漁港漁場整備法第25条の規定により指定された漁港管理者が維持管理する同法第3条に規定する漁港施設から汚水又は廃水を排出すること。 ク～サ (略) (8)～(10) (略)</p>
--	--

(新潟県希少野生動植物保護条例施行規則の一部改正)

第5条 新潟県希少野生動植物保護条例施行規則（令和3年新潟県規則第28号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄の中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄の中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(捕獲等の禁止の適用除外)	(捕獲等の禁止の適用除外)
第4条 条例第12条第2号の規則で定めるやむを得ない事由は、次に掲げるものとする。 (1)～(3) (略) (4) 個体の保護のための移動又は移植を目的として当該個体の捕獲等をすることであつて次に掲げる行為に伴うものであること（あらかじめ、知事に届け出たものに限る。） ア・イ (略) ウ 漁港及び漁場の整備等に関する法律 （昭和25年法律第137号）第3条第1号に掲げる施設、同条第2号イ、ロ、ハ、ル若しくはヲに掲げる施設（同号イに掲げる施設については駐車場及びヘリポートを除き、同号ハに掲げる施設については公共施設用地に限る。）又は 同法第66条 の規定により漁港施設とみなされている施設を設置し、又は管理すること。 エ 漁港及び漁場の整備等に関する法律 第34条に規定する漁港管理規程に基づき標識を設置し、又は管理すること。 オ～フ (略)	第4条 条例第12条第2号の規則で定めるやむを得ない事由は、次に掲げるものとする。 (1)～(3) (略) (4) 個体の保護のための移動又は移植を目的として当該個体の捕獲等をすることであつて次に掲げる行為に伴うものであること（あらかじめ、知事に届け出たものに限る。） ア・イ (略) ウ 漁港漁場整備法 （昭和25年法律第137号）第3条第1号に掲げる施設、同条第2号イ、ロ、ハ、ル若しくはヲに掲げる施設（同号イに掲げる施設については駐車場及びヘリポートを除き、同号ハに掲げる施設については公共施設用地に限る。）又は 同法第40条 の規定により漁港施設とみなされている施設を設置し、又は管理すること。
(生息地等保全地区内における許可を要しない行為)	(生息地等保全地区内における許可を要しない行為)
第14条 条例第20条第6項第2号の規則で定める行為は、次に掲げるものとする。 (1) 工作物を新築し、改築し、又は増築することであつて次に掲げるもの ア～カ (略) キ 漁港及び漁場の整備等に関する法律 第3条第1号に掲げる施設、同条第2号イ、ロ、ハ、ル若しくはヲに掲げる施設（同号イに掲げる施設については駐車場及びヘリポートを除き、同号ハに掲げる施設については公共施設用地に限る。）、生息地等保全地区が指定された際現に 同法第66条 の規定により漁港施設とみな	第14条 条例第20条第6項第2号の規則で定める行為は、次に掲げるものとする。 (1) 工作物を新築し、改築し、又は増築することであつて次に掲げるもの ア～カ (略) キ 漁港漁場整備法 第3条第1号に掲げる施設、同条第2号イ、ロ、ハ、ル若しくはヲに掲げる施設（同号イに掲げる施設については駐車場及びヘリポートを除き、同号ハに掲げる施設については公共施設用地に限る。）、生息地等保全地区が指定された際現に 同法第40条 の規定により漁港施設とみなされている施

されている施設又は同条の規定により漁港施設とみなされた施設であって条例第20条第1項の規定による許可を受けて設置されたもの（条例第24条第2項の規定による協議に係るものと含む。）を改築し、又は増築すること。

ク 漁港及び漁場の整備等に関する法律第34条に規定する漁港管理規程に基づき標識を設置すること。

ケ・コ （略）

サ 漁港及び漁場の整備等に関する法律第6条の3第1項に規定する漁港漁場整備長期計画に基づく沿岸漁業に係る魚礁の設置若しくは水産動植物の増殖場及び養殖場の造成若しくは沿岸漁場の保全に関する事業又は沿岸漁場整備開発法（昭和49年法律第49号）第6条第1項に規定する基本方針若しくは同法第7条の2第1項に規定する基本計画に基づく水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する事業に係る施設を改築し、又は増築すること。

シヘヤ （略）

(2)～(6) （略）

(7) 指針で定める湖沼又は湿原及びこれらの周辺
1キロメートルの区域内において当該湖沼若しくは湿原又はこれらに流入する水域若しくは水路に汚水又は廃水を排水設備を設けて排出することであって次に掲げるもの

ア （略）

イ 漁港及び漁場の整備等に関する法律第25条の規定により指定された漁港管理者が維持管理する同法第3条に規定する漁港施設から汚水又は廃水を排出すること。

ウヘク （略）

(8)～(10) （略）

（国等に関する協議の適用除外等）

第17条 条例第24条第2項の規則で定める場合は、次に掲げるものとする。

(1) （略）

(2) 条例第20条第1項の許可を受けるべき行為に該当する行為をする場合であって次に掲げるものの

ア・イ （略）

ウ 道路、広場、田、畑、牧場及び宅地の区域以外の知事が指定する区域内において、車両若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させる場合であって次に掲げるもの

(ア) 漁港及び漁場の整備等に関する法律第6条の規定により指定された漁港の区域の管理又は調査のために、車両若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させる場合

設又は同条の規定により漁港施設とみなされた施設であって条例第20条第1項の規定による許可を受けて設置されたもの（条例第24条第2項の規定による協議に係るものと含む。）を改築し、又は増築すること。

ク 漁港漁場整備法第34条に規定する漁港管理規程に基づき標識を設置すること。

ケ・コ （略）

サ 漁港漁場整備法第6条の3第1項に規定する漁港漁場整備長期計画に基づく沿岸漁業に係る魚礁の設置若しくは水産動植物の増殖場及び養殖場の造成若しくは沿岸漁場の保全に関する事業又は沿岸漁場整備開発法（昭和49年法律第49号）第6条第1項に規定する基本方針若しくは同法第7条の2第1項に規定する基本計画に基づく水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する事業に係る施設を改築し、又は増築すること。

シヘヤ （略）

(2)～(6) （略）

(7) 指針で定める湖沼又は湿原及びこれらの周辺
1キロメートルの区域内において当該湖沼若しくは湿原又はこれらに流入する水域若しくは水路に汚水又は廃水を排水設備を設けて排出することであって次に掲げるもの

ア （略）

イ 漁港漁場整備法第25条の規定により指定された漁港管理者が維持管理する同法第3条に規定する漁港施設から汚水又は廃水を排出すること。

ウヘク （略）

(8)～(10) （略）

（国等に関する協議の適用除外等）

第17条 条例第24条第2項の規則で定める場合は、次に掲げるものとする。

(1) （略）

(2) 条例第20条第1項の許可を受けるべき行為に該当する行為をする場合であって次に掲げるものの

ア・イ （略）

ウ 道路、広場、田、畑、牧場及び宅地の区域以外の知事が指定する区域内において、車両若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させる場合であって次に掲げるもの

(ア) 漁港漁場整備法第5条の規定により指定された漁港の区域の管理又は調査のために、車両若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させる場合

(イ)～(カ) (略) エ～カ (略) 2 (略)	(イ)～(カ) (略) エ～カ (略) 2 (略)
---------------------------------	---------------------------------

(新潟県盛土等の規制に関する条例施行規則の一部改正)

第6条 新潟県盛土等の規制に関する条例施行規則(令和4年新潟県規則第25号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄の中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄の中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(許可を要しない法令等に基づく処分による盛土等) 第3条 条例第7条第3号の規則で定めるものは、次に掲げる処分による盛土等とする。 (1) (略) (2) <u>漁港及び漁場の整備等に関する法律</u> (昭和25年法律第137号) 第39条第1項の許可 (3)～(21) (略) (不正な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者) 第8条 条例第11条第1号才の規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。 (1)～(3) (略) (4) 県の区域において、条例第7条の許可の申請前3年間に2回以上次に掲げる処分を受けた者 ア <u>漁港及び漁場の整備等に関する法律</u> 第39条の2第1項の規定による処分 イ～シ (略)	(許可を要しない法令等に基づく処分による盛土等) 第3条 条例第7条第3号の規則で定めるものは、次に掲げる処分による盛土等とする。 (1) (略) (2) <u>漁港漁場整備法</u> (昭和25年法律第137号) 第39条第1項の許可 (3)～(21) (略) (不正な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者) 第8条 条例第11条第1号才の規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。 (1)～(3) (略) (4) 県の区域において、条例第7条の許可の申請前3年間に2回以上次に掲げる処分を受けた者 ア <u>漁港漁場整備法</u> 第39条の2第1項の規定による処分 イ～シ (略)

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。